

議案第7号

杉並区乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和8年2月12日

提出者 杉並区長 岸 本 聰 子

杉並区乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

杉並区乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例（令和7年杉並区条例第7号）の一部を次のように改正する。

第10条、第11条第1項及び第14条中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に改める。

第17条第6号中「乳児及び幼児の区分ごとの」を削り、同条第7号中「並びに」を「その他」に改める。

第19条第1項中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に改める。

第23条第3項中「係る利用定員」の次に「（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第1項又は第29条第1項の確認において定める利用定員をいう。）」を加える。

第27条中「及びその職員」を削る。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（提案理由）

乳児等通園支援事業の運営規程に定める事項を改める等の必要がある。

杉並区乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

新 条 例	旧 条 例
(職員の一般的要件)	(職員の一般的要件)
第10条 <u>乳児等通園支援事業所の職員</u> は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際にについて訓練を受けたものでなければならない。	第10条 <u>乳児等通園支援事業者</u> の職員 は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際にについて訓練を受けたものでなければならない。
(職員の知識及び技能の向上等)	(職員の知識及び技能の向上等)
第11条 <u>乳児等通園支援事業所の職員</u> は、常に自己研さんに励み、乳児等通園支援事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。	第11条 <u>乳児等通園支援事業者</u> の職員 は、常に自己研さんに励み、乳児等通園支援事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。
2 略	2 略
(虐待等の禁止)	(虐待等の禁止)
第14条 <u>乳児等通園支援事業所の職員</u> は、利用乳幼児に対し、法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	第14条 <u>乳児等通園支援事業者</u> の職員 は、利用乳幼児に対し、法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。
(運営規程)	(運営規程)
第17条 乳児等通園支援事業者は、乳児等通園支援事業所ごとに、次に掲げる乳児等通園支援事業の運営について	第17条 乳児等通園支援事業者は、乳児等通園支援事業所ごとに、次に掲げる乳児等通園支援事業の運営について

の重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

(1)～(5) 略

(6) _____ 利用定員

(7) 乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項その他の利用に当たっての留意事項

(8)～(11) 略

(秘密保持等)

第19条 乳児等通園支援事業所の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 略

(乳児等通園支援事業の区分)

第23条 略

2 略

3 余裕活用型乳児等通園支援事業とは、保育所若しくは認定こども園又は家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。第26条第4号において同じ。）を行う事業所において、当該施設又は事業を利用する児童の数（以下この項において「利用児童数」という。）が当該施設又は当該事業に係る利用定員（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第1項又は第29条第1項の確認において

の重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

(1)～(5) 略

(6) 乳児及び幼児の区分ごとの利用定員

(7) 乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項並びに利用に当たっての留意事項

(8)～(11) 略

(秘密保持等)

第19条 乳児等通園支援事業者の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 略

(乳児等通園支援事業の区分)

第23条 略

2 略

3 余裕活用型乳児等通園支援事業とは、保育所若しくは認定こども園又は家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。第26条第4号において同じ。）を行う事業所において、当該施設又は事業を利用する児童の数（以下この項において「利用児童数」という。）が当該施設又は当該事業に係る利用定員_____

定める利用定員をいう。) の総数に満たない場合に、当該利用定員の総数から当該利用児童数を減じた数以下の数の乳幼児を対象として行う乳児等通園支援事業をいう。

(電磁的記録)

第27条 乳児等通園支援事業者 _____
_____は、記録、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

_____の総数に満たない場合に、当該利用定員の総数から当該利用児童数を減じた数以下の数の乳幼児を対象として行う乳児等通園支援事業をいう。

(電磁的記録)

第27条 乳児等通園支援事業者及びその職員は、記録、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。